

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)の規定に従い、以下の事務を行う。</p> <p>(1) 岡崎市国民健康保険運営協議会の庶務を処理すること。 (2) 国民健康保険に係る国庫支出金及び県支出金の交付申請並びに精算の手続をすること。 (3) 国民健康保険の広域化に係る施策を計画し、及び実施すること。 (4) 国民健康保険に係る調査及び統計に関する事務を処理すること。 (5) 国民健康保険の被保険者資格に関する事務(資格取得・資格喪失・被保険者証発行・高齢受給者証発行等)を処理すること。 (6) 国民健康保険の給付(療養の給付・療養費の給付・高額療養費の給付・出産、葬祭に関する給付・限度額適用認定証発行等)をすること。 (7) 国民健康保険料を賦課し、及び徴収すること。 (8) 国民健康保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事務を処理すること。 (9) 国民健康保険料を減免すること。 (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を処理すること。 (11) 国民健康保険に係る保健事業を行うこと。 (12) 国民健康保険財政調整基金を管理すること。 (13) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行うこと。</p> <p>上記のうち特定個人情報ファイルを取扱う事務は次のとおりである。</p> <p>(5) 国民健康保険の被保険者資格に関する事務(資格取得・資格喪失・被保険者証発行・高齢受給者証発行等)を処理すること。 (6) 国民健康保険の給付(療養の給付・療養費の給付・高額療養費の給付・出産、葬祭に関する給付・限度額適用認定証発行等)をすること。 (7) 国民健康保険料を賦課し、及び徴収すること。 (8) 国民健康保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事務を処理すること。 (9) 国民健康保険料を減免すること。 (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を処理すること。 (11) 国民健康保険に係る保健事業を行うこと。 (13) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行うこと。</p>
③システムの名称	<p>国民健康保険システム 国保総合システム 福祉総合システム 収納システム 滞納システム 住民健康管理システム 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 国保情報データベース 愛知県国保老健福祉情報処理システム 保険者専用ネットワークシステム(ファイル授受システム) 課税資料イメージ管理システム 住民基本台帳ネットワークシステム 税外収入管理システム 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等</p>

2. 特定個人情報ファイル名	
1 国保情報ファイル 2 収納情報ファイル 3 滞納情報ファイル 4 健診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号利用法第9条第1項 別表第1の30の項 2 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (1) 別表第2における情報照会の根拠 項番27, 42, 43, 44, 45 (2) 別表第2における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 【31__医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報】 【37__障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報】 【38__児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【39__児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【46__精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報】 【47__感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報】 【50__医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報】 【81__児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【83__難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 ※番号利用法第19条第8号別表第2の46及び88の項について別表第2主務省令が制定されていない(R5.2.21現在) 2 オンライン資格確認の準備業務 (1) 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部国保年金課 Tell 0564-23-6167 Fax 0564-27-1160
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部国保年金課 Tell 0564-23-6167 Fax 0564-27-1160

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年3月30日	I-1. ② 事務の概要	(6) 国民健康保険の給付(療養の給付・療養費の給付・高額療養費の給付・限度額適用認定証発行等)をすること。	(6) 国民健康保険の給付(療養の給付・療養費の給付・高額療養費の給付・出産、葬祭に関する給付・限度額適用認定証発行等)をすること。	事後	給付の項目中、「等」に含まれる内容を詳細にしたものであり、重要な変更には当たらない。
平成29年3月30日	I-1. ③ システムの名称	国民健康保険システム (略) 税外収入管理システム	国民健康保険システム (略) 税外収入管理システム 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	重要な変更
平成29年3月30日	I-4. ② 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略) (2) 別表第二における情報照会の根拠 項番42, 43, 44, 45, 46 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (1) 別表第二における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、 (2) 別表第二における情報照会の根拠 第25条、第26条	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略) (2) 別表第二における情報照会の根拠 項番42, 43, 44, 45 2 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (1) 別表第二における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、 第59条の3 (2) 別表第二における情報照会の根拠 第25条、第25条の2、第26条	事後	法改正に伴う略称の変更及び主務省令改正に伴う条項の追加であり、重要な変更には当たらない。
平成29年3月30日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年5月13日時点	平成29年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年5月13日時点	平成29年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I-4. ② 法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (2) 別表第二における情報照会の根拠 項番42, 43, 44, 45 2 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (1) 別表第二における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (2) 別表第二における情報照会の根拠 第25条、第25条の2、第26条	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1) 別表第二における情報照会の根拠 項番42, 43, 44, 45 (2) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 2 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (1) 別表第二における情報照会の根拠 第25条、第25条の2、第26条 (2) 別表第二における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【31 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報】 以下全文新規追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I-5. ② 所属長	都築 忠義	富安 秀夫	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年1月4日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年1月4日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-4. ② 法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1) 別表第二における情報照会の根拠 項番42, 43, 44, 45 (2) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (略)	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1) 別表第二における情報照会の根拠 項番42, 43, 44, 45 (2) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119 (略)	事後	主務省令改正に伴う条項の変更であり、重要な変更当たらない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	富安 秀法	国保年金課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年1月4日時点	平成31年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年1月4日時点	平成31年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	-	十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	-	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	1. 国保情報ファイルにかかる I-1. ② 事務の内容	「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、以下の事務を行う。	「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)の規定に従い、以下の事務を行う。 (13) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行うこと。 上記のうち特定個人情報ファイルを取扱う事務は次のとおりである。 (13) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行うこと。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月1日	1. 国保情報ファイルにかかる I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(新規追加)	システム19 医療保険者等向け中間サーバー等の内容を全て追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月1日	1. 国保情報ファイルにかかる I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号利用法第9条第1項別表第1の30の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	1 番号利用法第9条第1項別表第1の30の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月1日	1. 国保情報ファイルにかかる I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (1) 別表第二における情報照会の根拠 項番42, 43, 44, 45 (2) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (1) 別表第2における情報照会の根拠 第25条、第25条の2、第26条 (2) 別表第2における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (1) 別表第二における情報照会の根拠 項番27, 42, 43, 44, 45 (2) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (1) 別表第2における情報照会の根拠 第20条、第25条、第25条の2、第26条 (2) 別表第2における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月1日	1. 国保情報ファイルにかかる I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(新規追加)	3オンライン資格確認の準備業務 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (1) 別表第二における情報照会の根拠 項番27, 42, 43, 44, 45 (2) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (以下略)	1 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (1) 別表第二における情報照会の根拠 項番27, 42, 43, 44, 45 (2) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (以下略)	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号利用法第9条第1項 別表第1の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	1 番号利用法第9条第1項 別表第1の30の項 2 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年4月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (1) 別表第二における情報照会の根拠 項番27, 42, 43, 44, 45 (2) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (1) 別表第二における情報照会の根拠 第20条、第25条、第25条の2、第26条 (2) 別表第二における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (途中略) 3 オンライン資格確認の準備業務 (1) 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (1) 別表第二における情報照会の根拠 項番27, 42, 43, 44, 45 (2) 別表第二における情報提供の根拠 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (途中略) 2 オンライン資格確認の準備業務 (1) 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年1月1日時点	令和4年1月12日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計測か	令和4年1月12日時点	令和5年1月19日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(略) 【31 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報】 【37 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報】 【38 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【39 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【46 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報】 【47 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報】 【50 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報】 【81 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【83 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 (略)	(略) 【31 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報】 【37 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報】 【38 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【39 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【46 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報】 【47 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報】 【50 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報】 【81 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【83 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 ※番号利用法第19条第8号別表第2の46及び88の項について別表第2主務省令が制定されていない(R5.2.21現在) (略)	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号利用法第9条第1項 別表第1の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	1 番号利用法第9条第1項 別表第1の30の項 2 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	主務省令の記載は不要なため